

建設作業を実施する皆様へ

騒音規制法、振動規制法、 福島県生活環境の保全等に関する条例 に基づく届出について

このパンフレットは、著しい騒音・振動を発生する建設作業を実施する際に必要な届出、その規制などについてまとめたものです。

建物の解体作業を実施する場合は、この案内に記載している内容の届出のほかにも、他法令に基づく各種届出等が必要になる場合がありますので、別紙「～建築物の解体・改修工事を施工される皆様へ～」（平成17年12月 福島県）をお読みにになり、必要な届出をするようお願いします。

福 島 市

2019. 1

建設工事を行う場合の届出等について

－騒音・振動による公害の防止のために－

I. はじめに

各種建設工事に伴う騒音や振動は、低騒音、低振動型の機械や工法が普及されたことにより、防音効果があげられているところですが、住民のより快適な、静穏な生活環境に関するニーズも高まっていることから、苦情の件数は横ばいの傾向にあり、なお一層の騒音・振動低減努力が求められています。

建設作業を行う場合は、騒音・振動の防止のため、次の事項に留意してください。

- 工事を実施する前に現場の周辺状況を調査し、**極力低騒音、低振動の工法をとること。**
- 民家に近接したところで作業を行う場合は、**機種や作業時間などについて特に注意すること。**
……病院、妊婦、老人、乳幼児、昼在宅者には特に配慮すること。
- 工事現場の**周辺住民に対し**、工事の内容、作業期間、作業時間、騒音・振動の防止対策、被害対策、現場責任者などについて**十分説明しておくこと。**
……説明会の開催や個別訪問など
- 法令に基づく特定建設作業及び県条例に基づく騒音指定建設作業(以下、「特定(騒音指定)建設作業」という)を行う場合には、**作業を開始する日の前日から数えて7日前まで(作業開始の8日前まで)に市役所へ届け出るとともに、騒音、振動の規制基準を守って作業を行うこと。**
- 工事現場において公害防止を監督し、住民に対する窓口となる責任者を選任し、**苦情などが起きた場合に迅速、的確に対応できる体制をとっておくこと。**
- 下請業者を使用する場合には、公害防止について徹底させること。
- 住民から苦情の申出があった場合は、誠意を持ってこれに応じること。

II. 建設作業による騒音及び振動に関する規制について

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ・ 騒音規制法 | 昭和43年12月1日施行 |
| ・ 振動規制法 | 昭和51年12月1日施行 |
| ・ 福島県生活環境の保全等に関する条例(県条例) | 平成9年4月1日施行 |

以上3つの法律等に基づく指定地域内で、著しい騒音・振動を発生させる建設作業として法律等に定める特定(騒音指定)建設作業を実施する場合には、届出が必要です。

また、特定(騒音指定)建設作業に伴って発生する騒音・振動は、法律等により規制され、規制基準に適合しないために周辺の生活環境が著しく損なわれる場合には、騒音防止の方法を改善し、または作業時間を変更すべきことを勧告できることとなっています。

III. 届出について

指定地域内で特定(騒音指定)建設作業を行う場合は、定められた様式による届出が必要となります。

- 届出義務者…原則として、その工事の**元請業者**
- 届出期限…作業を開始する日の前日から数えて7日前まで
届出の期限が閉庁日の場合は、その日前で閉庁日でない日までに届出をすること。
- 届出先…環境部 環境課 環境保全係(旧児童文化センター：福島市桜木町8番13号)
届出の様式は、環境課環境保全係窓口にて用意しています。(紙媒体、電子媒体(エクセル))
- 届出部数…2部 うち1部は返却します。

(1) 届出を要する地域[法令及び条例に基づく指定地域] (都市計画法に基づく用途地域等)

騒音規制法 振動規制法	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
県条例	法に基づく規制地域以外の地域のうち、学校、病院等の周囲 80mの地域内

(2) 届出が必要となる建設作業

○騒音規制法に係る特定建設作業……騒音規制法に基づく指定地域内で作業を実施する場合

○県条例に係る騒音指定建設作業……県条例に基づく指定地域内で作業を実施する場合

作業内容	備考
①くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	人力のもんけん、圧入式くい打くい抜機及びくい打機をアースオーガーと併用する場合を除く
②びょう打機を使用する作業	
③さく岩機を使用する作業	1日間の最大移動距離が50m以下の作業に限る
④空気圧縮機を使用する作業	定格出力が15kW以上のものに限り、電動式のもの及びさく岩機の動力として使用する場合を除く
⑤コンクリートプラント又はアスファルトプラントを使用する作業	コンクリートプラントは混練容量0.45m ³ 以上のもの、アスファルトプラントは混練重量200kg以上のものに限り、モルタル製造用のコンクリートプラントを除く。
⑥バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が80kW以上のものを使用する作業に限る
⑦トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力が70kW以上のものを使用する作業に限る
⑧ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力が40kW以上のものを使用する作業に限る
⑥～⑧は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを使用する作業を除きます。該当する建設機械には、低騒音型の建設機械である旨を示す標識(シール)が貼られていますので確認してください。	

○振動規制法に係る特定建設作業……振動規制法に基づく指定地域内で作業を実施する場合

作業内容	備考
①くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	人力のもんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機及び圧入式くい打くい抜機を除く
②鋼球を使用して工作物を破壊する作業	
③舗装版破砕機を使用する作業	1日間の最大移動距離が50m以下の作業に限る
④ブレーカーを使用する作業	1日間の最大移動距離が50m以下の作業に限り、手持式のものを除く

(3) 届出をする際の注意事項

○作業を開始したその日にその作業が終了する場合は、届出は必要ありません。

○届出は、原則として作業ごとに必要です。一連の工事であっても、特定(騒音指定)建設作業を実施する場合は、その都度作業ごとに届出をしてください。

○届出は、市が作業の実施を事前に把握することを目的として提出されるものであり、作業の実施や騒音・振動の発生を許可、容認するものではありません。

○苦情の発生や工期の遅れ、その他の理由により届出した内容に変更が生じた場合には、その都度市へ連絡してください。変更内容により、届出書の差し替えまたは再提出について指示します。

○作業を2以上の市町村にまたがって実施する場合は、各市町村に届出をしてください。

(4) 届出添付書類

- ・ 付近の見取り図
- ・ 使用する作業機械の仕様書(カタログ等)
- ・ 作業実施箇所の見取り図
- ・ その他、必要と思われる図面等
- ・ 工程図

IV. 特定(騒音指定)建設作業に係る規制基準

規制基準に違反して特定(騒音指定)建設作業を行っていて、周辺住民から苦情が生じた場合には、市長または県知事から**改善勧告**、さらには**改善命令**が発せられる場合があります。

なお、改善勧告、改善命令を発するにあたり、騒音・振動防止対策の他に、**1日あたりの作業時間を規制基準から4時間の範囲で短縮させることができること**となっています。

○特定(騒音指定)建設作業に係る規制基準

基準種別 区域区分		騒音の 規制基準	振動の 規制基準	作業でき ない時間	1日あたり の作業時間	同一作業場所 における作業時間	日曜・休日 における作業
法律 による 規制	第1号区域	85 デシベル	75 デシベル	午後7時 ～ 翌午前7時	1日のうち 10時間を超 えないこと	連続して6日を 超えないこと	禁 止
	第2号区域			午後10時 ～ 翌午前6時	1日のうち 14時間を超 えないこと		
県条例による規制 (騒音のみ)			—	午後7時 ～ 翌午前7時	1日のうち 10時間を超 えないこと		
※第1号区域：Ⅲの(1)に示す騒音規制法、振動規制法に基づく指定地域のうち、第2号区域を除く全域 第2号区域：工業地域のうち、学校、病院等の周囲80m以内の地域を除く地域 県条例に基づく規制地域：法に基づく規制地域以外の地域のうち、学校、病院等の周囲80m以内の地域 ※表に掲げる基準は、災害等の非常事態の発生により緊急に行う作業や、人の生命や身体に関する危険を防止するために 行う作業等の場合は、項目によっては基準の適用が除外される。							

この基準は、特定(騒音指定)建設作業を実施する工事現場周辺の住民の生活環境を保全することを主旨として定められているものですが、**特定(騒音指定)建設作業以外の作業を実施する場合、規制地域以外で作業を行う場合でも、この基準を目安として、作業計画や騒音・振動防止対策を検討してください。**

V. 罰則について

以下のような法律等に対する違反をした者には、**罰則**が処せられます。

- 特定(騒音指定)建設作業の実施に際して、**届出をしなかった場合や虚偽の届出をした場合**
- 市長または県知事による**改善命令に従わなかった場合**

なお、公害関係法令等に違反している場合は、**建築業法第28条第1項第3号の規定「建築工事に係る他の法令に違反・・・」に該当するので、営業の停止、登録の取消等の処分を受けること**になります。

VI. その他

騒音・振動の防止についてはもちろんですが、**粉じんの飛散、汚水の流出、資材や構造物の落下等の防止**にも注意し、周辺からの苦情等が発生しないように気を付けてください。

また、**工事中車両の運行にも配慮**し、特に通学路や通学時間等を極力避け、通行に伴う粉じんの発生の防止に努める等、安全な運行を心掛けてください。

騒音・振動の防止や規制に関する問い合わせ先

福島市内で実施する特定(騒音指定)建設作業についての問い合わせ、届出の提出は、

福島市 環境部 環境課 環境保全係 ☎024-573-2557 まで